

平成24年第3回朝日町議会定例会会議録(第4号)

平成24年9月21日(金曜日)午前10時00分開議

議事日程(第4号)

- 第 1 認定第1号から認定第9号まで及び議案第47号から議案第54号まで及び請願・陳情
(委員長報告、質疑、討論、議案採決)
 - 第 2 請願・陳情
(決定)
 - 第 3 議案第55号
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
 - 第 4 議案第56号
(提案理由説明、採決)
 - 第 5 議員提出議案第10号から議員提出議案第14号まで
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 認定第1号から認定第9号まで及び議案第47号から議案第54号まで及び請願・陳情
(委員長報告、質疑、討論、議案採決)
 - 日程第 2 請願・陳情
(決定)
 - 日程第 3 議案第55号
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
 - 日程第 4 議案第56号
(提案理由説明、採決)
 - 日程第 5 議員提出議案第10号から議員提出議案第14号まで
(提案理由説明、質疑、討論、採決)
- 追加日程第 1 閉会中継続審査の件

- 追加日程第 2 議長辞職の件
追加日程第 3 選挙第 1 号
追加日程第 4 選挙第 2 号
追加日程第 5 朝日町議会の常任委員会の委員選任の件（委員長及び副委員長互選の件）
追加日程第 6 朝日町議会運営委員会の委員選任の件（委員長及び副委員長互選の件）
追加日程第 7 朝日町議会の特別委員会委員長及び副委員長互選の件
追加日程第 8 選挙第 3 号
追加日程第 9 選挙第 4 号
追加日程第 10 選挙第 5 号
-

出席議員（10人）

- | | |
|------|-------|
| 1 番 | 加藤好進君 |
| 2 番 | 水間秀雄君 |
| 3 番 | 笹原靖直君 |
| 4 番 | 西岡良則君 |
| 5 番 | 蓬澤博君 |
| 6 番 | 水野仁士君 |
| 7 番 | 長崎智子君 |
| 8 番 | 大森憲平君 |
| 9 番 | 水島一友君 |
| 10 番 | 稲村功君 |
-

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

- | | | | |
|------------|---|---|-------|
| 町 | 長 | 脇 | 四計夫君 |
| 副 | 町 | 長 | 竹内寿実君 |
| 教 | 育 | 長 | 永井孝之君 |
| まちづくり推進統括監 | | | 大井幸司君 |
| 企画政策室長 | | | 小杉嘉博君 |

総務課長	山崎富士夫君
財務課長	大村浩君
住民・子ども課長	数家善継君
健康課長	清水明夫君
産業課長	小川雅幸君
建設課長	坂口弘文君
会計管理者	谷口宗次君
あさひ総合病院事務部長	山崎秀行君
在宅介護支援センター所長	宇田速雄君
消防本部次長	谷口優君
消防署長	大井康司君
教育委員会事務局長	水島康彦君

職務のため出席した事務局職員

事務局長	道用慎一
主査	吉田朗

(午前10時00分)

開議の宣告

議長（大森憲平君） ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程の報告

議長（大森憲平君） 本日の日程は、各常任委員会の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、表決及び請願・陳情の決定並びに議案第55号 町道路線の変更の件、議案第56号 朝日町教育委員会の委員を任命するため同意を求める件、議員提出議案第10号 集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設を求める意見書、議員提出議案第11号 食と地域の交流促進対策交付金の継続を求める意見書、議員提出議案第12号 こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書、議員提出議案第13号 持続可能な市町村国保の構築を求める意見書、議員提出議案第14号 専修学校の職業教育の機能を充実・拡大した新たな学校制度の創設を求める意見書についてであります。

認定第1号から認定第9号まで及び議案第47号
から議案第54号まで及び請願・陳情

委員長報告

議長（大森憲平君） これより、今期定例会に上程されております認定第1号 平成23年度朝日町一般会計歳入歳出決算から認定第9号 平成23年度朝日町病院事業決算まで及び議案第47号 平成24年度朝日町一般会計補正予算（第5号）から議案第54号 地方自治法第179条による専決処分の件 専決第12号 平成24年度朝日町一般会計補正予算（第4号）までの17議案及び請願・陳情に対する審査結果について、各常任委員長の報告を求めます。

報告の順序は、総務産業委員長、民生教育委員長の順で行います。

最初に、総務産業委員長、蓬澤博君。

〔総務産業委員長 蓬澤 博君 登壇〕

総務産業委員長（蓬澤 博君） 議長のご指名によりまして、総務産業委員会の審査報告をいたします。

当委員会は、9月18日及び19日の両日、午前10時から開催し、議会から付託されました

認定第1号 平成23年度朝日町一般会計歳入歳出決算

認定第4号 平成23年度朝日町簡易水道特別会計歳入歳出決算

認定第5号 平成23年度朝日町下水道特別会計歳入歳出決算

認定第6号 平成23年度朝日町公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算

認定第7号 平成23年度朝日町南保外二地区用水特別会計歳入歳出決算

議案第47号 平成24年度朝日町一般会計補正予算（第5号）

議案第49号 朝日町火災予防条例一部改正の件

議案第50号 朝日町防災会議条例一部改正の件

議案第51号 朝日町災害対策本部条例一部改正の件

議案第52号 地方自治法第179条による専決処分の件

専決第10号 平成24年度朝日町一般会計補正予算（第3号）

議案第53号 地方自治法第179条による専決処分の件

専決第11号 朝日町税条例一部改正の件

議案第54号 地方自治法第179条による専決処分の件

専決第12号 平成24年度朝日町一般会計補正予算（第4号）

以上、12議案を慎重審査いたしました結果、付託されております全案件は、それぞれ原案のとおり認定・可決・承認すべきものと決しました。

なお、議案審査の過程において、次の要望、意見がありました。

東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に関して、地区住民への説明会は終了したものの、住民の理解を得られたとは言いがたく、専門的知識を有する学識経験者を招き、再度説明会を開催するなど、住民の理解を得るため、より一層努力されたい。

また、災害廃棄物の搬入に当たっては、国・県の責任のもと、安全な物を搬入し、不測の事態には国・県が責任を持って問題を解決する旨を記した文書を広域圏事務組合として得るよう努力されたい。

次に、請願・陳情の審査結果を申し上げます。

今期定例会において、議会から付託されました新規の請願2件、「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設に関する請願」「食と地域の交流促進対策交付金の継続を求める請願」につきましては、願意妥当と認め、採択にすべきものと決しました。

なお、新規の陳情1件、「東日本大震災により生じた災害廃棄物（ガレキ）の広域処理計画の中止を求める陳情」については、今月末に新川広域圏事務組合の開催による「災害廃棄物広域処理に係る住民現地視察」が予定されていることから、現段階では継続審査にすべきものと決しました。

また、前回より継続審査になっております陳情1件、「明治記念館泊行在所存続に関する陳情書」につきましては、願意妥当と認め、採択にすべきものと決しました。

以上報告申し上げまして、総務産業委員会の審査報告を終わらせていただきます。

議長（大森憲平君） 次に、民生教育委員長、長崎智子君。

〔民生教育委員長 長崎智子君 登壇〕

民生教育委員長（長崎智子君） 議長のご指名によりまして、民生教育委員会の審査報告をいたします。

当委員会は、9月18日午前10時から及び19日午前10時から、両日開催し、議会から付託されました

認定第1号 平成23年度朝日町一般会計歳入歳出決算

認定第2号 平成23年度朝日町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第3号 平成23年度朝日町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

認定第8号 平成23年度朝日町奨学資金特別会計歳入歳出決算

認定第9号 平成23年度朝日町病院事業決算

議案第47号 平成24年度朝日町一般会計補正予算（第5号）

議案第48号 平成24年度朝日町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

以上、7議案を慎重審査いたしました結果、付託されております全案件は、それぞれ原案のとおり認定・可決すべきものと決しました。

なお、議案審査の過程において、次の要望、意見がありました。

1、あさひ総合病院においては、病院事業の健全かつ効率的な経営を図るため、速やかに経営検討委員会を立ち上げ、経営改善に努められたい。

2、教育現場においては、いじめが大きな社会問題となっており、いじめの予防と対策にこれまで以上に取り組まれたい。

次に、請願・陳情の審査結果を申し上げます。

今期定例会において議会から付託されました新規の請願3件、1、「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める請願」、2、「持続可能な市町村国保の構築を求める請願」、3、「専修学校の職業教育の機能を充実・拡大した新たな学校制度の創設を求める請願」については願意妥当と認め、採択にすべきものと決しました。

以上報告を申し上げまして、民生教育委員会の審査報告を終わらせていただきます。

質 疑

議長（大森憲平君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

順次、発言を許します。

何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大森憲平君） ないようなので、これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

討 論

議長（大森憲平君） これより、上程案件に対する討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論、反対討論というように、交互に行います。

最初に、反対討論はございませんか。

〔発言する声なし〕

次に、賛成討論はございませんか。

〔発言する声なし〕

議長（大森憲平君） ないようなので、これをもって上程案件に対する討論を終結いたします。

議案採決

議長（大森憲平君） これより、上程されております

- 認定第1号 平成23年度朝日町一般会計歳入歳出決算
- 認定第2号 平成23年度朝日町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 認定第3号 平成23年度朝日町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第4号 平成23年度朝日町簡易水道特別会計歳入歳出決算
- 認定第5号 平成23年度朝日町下水道特別会計歳入歳出決算
- 認定第6号 平成23年度朝日町公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算
- 認定第7号 平成23年度朝日町南保外二地区用水特別会計歳入歳出決算
- 認定第8号 平成23年度朝日町奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 認定第9号 平成23年度朝日町病院事業決算
- 議案第47号 平成24年度朝日町一般会計補正予算（第5号）
- 議案第48号 平成24年度朝日町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 朝日町火災予防条例一部改正の件
- 議案第50号 朝日町防災会議条例一部改正の件
- 議案第51号 朝日町災害対策本部条例一部改正の件
- 議案第52号 地方自治法第179条による専決処分
の件
専決第10号 平成24年度朝日町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第53号 地方自治法第179条による専決処分
の件
専決第11号 朝日町税条例一部改正の件
- 議案第54号 地方自治法第179条による専決処分
の件
専決第12号 平成24年度朝日町一般会計補正予算（第4号）

以上、17議案について採決いたします。

お諮りいたします。

上程されております認定第1号から認定第9号まで及び議案第47号から議案第54号までの17議案は、これを一括採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大森憲平君） ご異議なしと認めます。

したがって、上程されております認定第1号から認定第9号まで及び議案第47号から議案第54号までの17議案は、これを一括採決することに決定しました。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第9号まで及び議案第47号から議案第54号までの17議案について、それぞれ原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

議長（大森憲平君） 全員起立であります。

よって、上程されております認定第1号から認定第9号まで及び議案第47号から議案第54号までの17議案については、それぞれ原案のとおり認定・可決・承認されました。

請願・陳情の決定

議長（大森憲平君） 次に、請願・陳情を議題といたします。

今期定例会において常任委員会に付託いたしました請願5件・陳情2件に対する常任委員会での審査の結果は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。

請願5件・陳情2件について、文書表のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大森憲平君） ご異議なしと認めます。

よって、請願5件・陳情2件は、文書表のとおり決定いたしました。

請 願 文 書 表

新規分（5件）

受 理 年月日	付 託 年月日	審 査 年月日	付 託 委員会	件 名	紹介議員	提 出 者	審 査 の 結 果
24 9.4	24 9.13	24 9.19	総務 産業	集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設に関する請願	蓬澤 博 長崎智子	自由民主党富山県 支部連合会 政務調査会長 五十嵐務	採 択
24 9.4	24 9.13	24 9.19	総務 産業	食と地域の交流促進対策交付金の継続を求める請願	蓬澤 博 長崎智子	自由民主党富山県 支部連合会 政務調査会長 五十嵐務	採 択
24 9.4	24 9.13	24 9.19	民生 教育	こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める請願	蓬澤 博 長崎智子	自由民主党富山県 支部連合会 政務調査会長 五十嵐務	採 択
24 9.4	24 9.13	24 9.19	民生 教育	持続可能な市町村国保の構築を求める請願	蓬澤 博 長崎智子	自由民主党富山県 支部連合会 政務調査会長 五十嵐務	採 択
24 9.4	24 9.13	24 9.19	民生 教育	専修学校の職業教育の機能を充実・拡大した新たな学校制度の創設を求める請願	蓬澤 博 長崎智子	自由民主党富山県 支部連合会 政務調査会長 五十嵐務	採 択

陳 情 文 書 表

新規分（１件）

受 理 年月日	付 託 年月日	審 査 年月日	付 託 委員会	件 名	提 出 者	審 査 の 結 果
24 9.6	24 9.13	24 9.19	総務 産業	東日本大震災により生じた災害廃棄物 (ガレキ)の広域処理計画の中止を求 める陳情	朝日町子どもを守 る父母の会 代表 野村篤	継続審査

継続分（１件）

受 理 年月日	付 託 年月日	審 査 年月日	付 託 委員会	件 名	提 出 者	審 査 の 結 果
24 1.26	24 3.15	24 9.19	総務 産業	明治記念館泊行在所存続に関する陳情 書	伊東祐賢氏子孫 伊東祐隆 伊東祐賢氏子孫 伊東千鳥 阿部社中 代表 阿部不二子 あさひガイドグループ 代表 水野瑠美子	採 択

議案第55号

議長（大森憲平君） 次に、議案第55号 町道路線の変更の件を議題といたします。

提案理由説明

議長（大森憲平君） 提案理由の説明を求めます。

脇町長。

〔町長 脇四計夫君 登壇〕

町長（脇四計夫君） 平成24年第3回朝日町議会定例会、追加提案理由の説明をさせていただきます。

平成24年第3回朝日町議会定例会に追加提案いたしました議案第55号について、その概要を説明申し上げます。

議案第55号 町道路線の変更の件は、宮崎保育所跡地の宅地造成に伴い整備いたしました宅地内道路について、町道明光寺線の一部として認定するため、同路線の終点を変更したいものであります。

何とぞご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（大森憲平君） これより、議案の細部説明を行います。

説明は休憩中に行います。

この際、暫時休憩いたします。

（午前10時18分）

〔休憩中に、建設課長（坂口弘文君）が議案第55号について細部説明を行う〕

（午前10時20分）

議長（大森憲平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 疑

議長（大森憲平君） これより、議案第55号に対する質疑を行います。

ご承知のことではありますが、質疑に当たっては挙手をするとともに、発言ボタンを押していただくようお願いいたします。

また、質疑は簡潔に、質疑に対する答弁は適切をお願いいたします。

順次、発言を許します。

何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大森憲平君） ないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第55号については、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大森憲平君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号については、委員会付託を省略することに決定しました。

討 論

議長（大森憲平君） これより、議案第55号に対する討論を行います。

討論は、反対討論、賛成討論、反対討論というように交互に行います。

最初に、反対討論はございませんか。

〔発言する声なし〕

議長（大森憲平君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大森憲平君） ないようなので、これをもって議案第55号に対する討論を終結いたします。

採 決

議長（大森憲平君） これより、上程されております議案第55号 町道路線の変更の件について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第55号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

議長（大森憲平君） 全員起立であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議案第56号

議長（大森憲平君） 次に、議案第56号 朝日町教育委員会の委員を任命するため同意を求める件を議題といたします。

提案理由説明

議長（大森憲平君） 議案第56号について、提案理由の説明を求めます。

脇町長。

〔町長 脇四計夫君 登壇〕

町長（脇四計夫君） 議案第56号は、朝日町教育委員会の委員を任命するため同意を求める件であります。

これは、教育委員会の永井嘉隆委員が10月23日をもって任期満了となりますので、その後任の委員を任命するため同意を求める案件であります。

よろしくお願いします。

議長（大森憲平君） この際、暫時休憩いたします。

（午前10時23分）

〔休憩中に、町長（脇四計夫君）が議案第56号について細部説明を行う〕

（午前10時23分）

議長（大森憲平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第56号 朝日町教育委員会の委員を任命するため同意を求める件について、その候補者の氏名を発表していただきます。

脇町長。

〔町長 脇四計夫君 登壇〕

町長（脇四計夫君） 朝日町教育委員会の委員に、住所 朝日町南保2236番地1、氏名 瓜生紘子、生年月日 昭和17年2月8日生まれを任命いたしたく、同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（大森憲平君） 本案件については、議案の性質上、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大森憲平君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、質疑、討論を省略することに決しました。

採 決

議長（大森憲平君） お諮りいたします。

議案第56号 朝日町教育委員会の委員を任命するため同意を求める件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大森憲平君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は、これに同意することに決定しました。

議員提出議案第10号から議員提出議案第14号まで

議長（大森憲平君） 次に、議員提出議案第10号 集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設を求める意見書、議員提出議案第11号 食と地域の交流促進対策交付金の継続を求める意見書、議員提出議案第12号 こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書、議員提出議案第13号 持続可能な市町村国保の構築を求める意見書、議員提出議案第14号 専修学校の職業教育の機能を充実・拡大した新たな学校制度の創設を求める意見書を議題といたします。

提案理由説明

議長（大森憲平君） これより、議員提出議案の提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第10号及び議員提出議案第11号について、蓬澤博君。

〔5番 蓬澤 博君 登壇〕

5番（蓬澤 博君） それでは、議員提出議案第10号並びに第11号、この2件につきまして私、蓬澤が提案理由を述べさせていただきます。

2件いずれも提出者は私、蓬澤博であり、賛成者はいずれも長崎智子議員であります。

まず、議員提出議案第10号 集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設を求める意見書についてであります。

提案理由の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

全国における消費生活相談の件数は、平成22年度で約89万件と依然として高い水準が続いており、本県においても、平成23年度で約1万件的相談が寄せられております。これらの消費者被害は、全世代を通して発生していますが、最近では比較的高齢者と若年者に被害が多発する傾向にあります。

一方、訴訟制度の利用には相応の費用や労力が必要であることから、事業者に比べ情報力や交渉力で劣位にある消費者が、自ら被害回復のための行動をとることは困難であります。また、現行の消費者団体訴訟制度は、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体に事業者の不当な行為に対する差止請求権を認めていますが、損害賠償の請求権を認めていないことから、消費者の被害回復に必ずしも結びついていないという課題を有しております。

そこで、消費者が有する法的請求権の実効性を確保する観点から、消費者のための新たな訴訟制度の案が消費者庁において検討されております。

この制度案は、共通争点を有し多数発生している消費者被害を対象とし、訴訟手続きを二

段階に区分し、一段階目で適格消費者団体が訴訟を提起して共通争点に関する審理を行い、事業者側の法的責任が認められた場合に、二段階目で個々の被害者が参加し簡易な手続きで被害額を確定し、被害回復を図るという仕組みとなっております。

そのため、この制度案は、被害者である消費者にとっては、事業者の法的責任が確定した段階で、適格消費者団体からの通知等に応じ被害回復を申し出ることによって救済への道が開かれ、費用や労力の面で現行制度より負担が軽減されるという点で画期的なものであります。また、事業者にとっても、多数の消費者との間の紛争を効率的に解決できるという利点を有しております。

よって、国会及び政府に対し、消費者庁及び消費者委員会設置法附則第6項の趣旨にのっとり、次の事項を実現するよう強く求めるものであります。

記

- 1 現在、消費者庁において準備されている集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について、国会の審議、議決を経て、早期にその創設を図ること。
- 2 同制度の実効性を確保する観点から、手続き追行主体となる適格消費者団体への必要な支援を具体化すること。

以上の趣旨から、別紙意見書を朝日町議会会議規則第13条の規定により提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、内閣官房長官であります。

次に、議員提出議案第11号 食と地域の交流促進対策交付金の継続を求める意見書について、提案理由の朗読をもって説明させていただきます。

農山漁村における過疎化・高齢化の進行や農林漁業者の所得の減少など、農林漁業・農山漁村を巡る現下の厳しい情勢の中で、交流人口の拡大や定住・半定住の推進につながる都市と農山漁村との交流の促進は、農山漁村地域の活性化を図る上で極めて重要であります。

本県においては、平成15年に全国に先駆けて議員提案により「都市との交流による農山漁村地域の活性化に関する条例」を制定し、これに基づき、都市農山漁村交流の取組を積極的に推進しているところであります。

食をはじめとする農山漁村の豊かな地域資源を活かし、集落ぐるみの都市農山漁村交流等を促進する取り組みを支援する食と地域の交流促進対策交付金は極めて有効な施策であり、本県においても、子ども農山漁村交流や観光と連携した都市農村交流のため、その積極的な活用が図られており、その結果、定住・半定住につながるなど、着実な成果が得られている

ところであります。

しかしながら、去る6月14日に行われた農林水産省の平成24年度行政事業レビュー（公開プロセス）では、都市農山漁村交流に係る重要な施策である食と地域の交流促進対策交付金を廃止するとの判定が行われたことは、誠に遺憾であります。

よって、国会及び政府に対し、前述のとおり食と地域の交流促進対策交付金は極めて有効な施策であることから、当該交付金に係る取扱いの決定に当たっては、既採択地区が継続して事業を実施できることはもちろんのこと、引き続き当該交付金による事業の推進に必要な予算が確保されるよう強く求めるものであります。

以上の趣旨から、別紙意見書を朝日町議会会議規則第13条の規定により提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣、農林水産大臣、内閣官房長官であります。

以上です。

よろしく願いいたします。

議長（大森憲平君） 次に、議員提出議案第12号から議員提出議案第14号までについて、長崎智子君。

〔7番 長崎智子君 登壇〕

7番（長崎智子君） それでは、議員提出議案第12号から第14号について説明させていただきます。

いずれも、提出者は私、長崎、賛成者は蓬澤博議員であります。

提案理由の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議員提出議案第12号 こころの健康を守り推進する基本法(仮称)の制定を求める意見書。

現在、うつ病や認知症などの精神疾患患者数は、全国で300万人を超えており、急増状態にあります。また、年間3万人を超える自殺と精神疾患との密接な関わりや児童期のこころの健康問題も指摘されております。こころの健康と精神疾患の問題は、国民の生命、健康及び生活上の重大な問題となっております。

また、こころの健康と精神疾患対策に関しては、一般医療との格差の是正、地域生活を支える保健福祉サービスの基盤整備や職場・学校におけるメンタルヘルスの充実など、重要な広範な課題が山積しております。

こうした中、平成23年7月には、厚生労働省の社会保障審議会医療部会において、精神疾患に係る医療の機能分担や地域連携体制が、新たに都道府県が策定する医療計画に必須事項

として記載されることとなりました。

精神疾患は、誰にでも起こり得る疾患であるとともに、当事者や家族の生活に多大な負荷を与えるものであることから、今後も引き続き、必要な財源や社会資源の確保を進めていかなければなりません。

よって、国会及び政府に対し、精神保健医療福祉の総合的な推進と速やかな強化・充実を図るため、こころの健康と精神疾患対策に関する基本理念や施策推進の基本となる事項を定める「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」を早期に制定するよう強く求めるものであります。

以上の趣旨から、別紙意見書を朝日町議会会議規則第13条の規定により提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官であります。

次に、議員提出議案第13号 持続可能な市町村国保の構築を求める意見書。

市町村により運営されている国民健康保険は、年齢構成が高く医療費水準が高い、無職者・失業者・非正規労働者等の低所得者が多く所得水準が低い、被用者保険に比べ保険料（税）負担が重いなどといった構造的な問題を抱えています。このため、市町村は、一般会計からの多額の法定外繰入や繰上充用を行うなど、厳しい財政運営を余儀なくされております。

そうした中、去る4月には、国民健康保険法が改正され、今年度から、公費負担部分について国定率負担から都道府県調整交付金へ2%移すこととなりましたが、危機的な状況にある市町村国保の財政運営が抜本的に解決されるものではありません。

市町村国保のあり方をどうするかは、国民皆保険制度を堅持する上で非常に重要な課題であります。

よって、国会及び政府に対し、地方の意見をしっかりと踏まえながら、持続可能な市町村国保の構築に向けて、国と地方の役割を明確にし、国定率負担の引上げによる公費負担の拡大など安定的財源の確保に向けた道筋を示すよう強く求めるものであります。

以上の趣旨から、別紙意見書を朝日町議会会議規則第13条の規定により提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣府特命担当大臣（地域主権推進）、社会保障・税一体改革担当大臣であります。

議員提出議案第14号 専修学校の職業教育の機能を充実・拡大した新たな学校制度の創設を求める意見書。

専修学校は、昭和51年の制度創設以来、今日まで実践的な職業教育や専門的な技術教育を

行う職業教育機関の中核として、経済各分野において時代が求める即戦力となる人材を育成、輩出し、地域社会の振興に寄与してきました。本県においては、高等学校卒業生の17%が専修学校に進学しており、多くが県内への就職を通して定住化の促進と地域の活性化に大きく貢献しております。

しかしながら、専修学校は、学校教育法第1条に定める「学校」としての位置付けがなされていないため、学生が卒業資格や就職先企業の受験機会等において、社会的不利益を受けている実態があります。また、国の私学助成制度の対象にもなっていないため、各学校は厳しい経営を強いられている状況にあります。

このような中、平成23年1月の中央教育審議会の最終答申において、「職業実践的な教育に特化した枠組み」の必要性が盛り込まれ、新たな学校種創設の道筋が明確に示されたところであり、具体的な制度設計に向けて議論が本格化しつつあります。

よって、国会及び政府に対し、専修学校におけるより質の高い職業教育の実現を図るため、専修学校の1条校化に向けて、新たな学校種創設に対する法改正を早期に行い、私立高等学校等に準ずる新たな財政支援措置もあわせて講ずるよう、強く求めるものであります。

以上の趣旨から、別紙意見書を朝日町議会会議規則第13条の規定により提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官であります。

よろしく願いいたします。

質 疑

議長（大森憲平君） これより、議員提出議案第10号から議員提出議案第14号までについて質疑を行います。

順次、発言を許します。

何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大森憲平君） ないようなので、これをもって質疑を終結いたします。

討 論

議長（大森憲平君） これより、議員提出議案第10号から議員提出議案第14号までに対する討論を行います。

順次、発言を許します。

何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大森憲平君） ないようなので、これをもって討論を終結いたします。

採 決

議長（大森憲平君） これより、議員提出議案第10号 集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設を求める意見書、議員提出議案第11号 食と地域の交流促進対策交付金の継続を求める意見書、議員提出議案第12号 こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書、議員提出議案第13号 持続可能な市町村国保の構築を求める意見書、議員提出議案第14号 専修学校の職業教育の機能を充実・拡大した新たな学校制度の創設を求める意見書について採決いたします。

お諮りいたします。

議員提出議案第10号から議員提出議案第14号までの5議案は、これを一括採決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大森憲平君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第10号から議員提出議案第14号までの5議案は、これを一括採決することに決定しました。

お諮りいたします。

議員提出議案第10号 集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の創設を求める意見書、議員提出議案第11号 食と地域の交流促進対策交付金の継続を求める意見書、議員提出議案第12号 こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書、議員提出議案第13号 持続可能な市町村国保の構築を求める意見書、議員提出議案第14号 専修学校の職業教育の機能を充実・拡大した新たな学校制度の創設を求める意見書について、それぞれ原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

議長（大森憲平君） 全員起立であります。

よって、議員提出議案第10号から議員提出議案第14号までの5議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（大森憲平君） 次に、議会運営委員会、総務産業委員会、民生教育委員会、日本海関東首都圏連絡道路構想対策特別委員会、並行在来線等対策特別委員会、災害対策等特別委員会から、朝日町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配付した閉会中の継続審査事件の申し出一覧表のとおり申し出がありました。

この際、これを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大森憲平君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査の件は、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

閉会中継続審査の件

議長（大森憲平君） お諮りいたします。

閉会中の継続審査の件は、申し出一覧表のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大森憲平君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査の件は、申し出一覧表のとおり決定いたしました。

閉会中の継続審査事件の申し出一覧

委員会名	件名
議会運営委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会の運営に関することについて 2 議会の会議規則、委員会条例等に関することについて 3 議長の諮問に関することについて
総務産業委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 行財政改革の推進について 2 定住対策について 3 都市計画事業の促進について 4 農林水産業の振興対策について 5 商工業の振興について 6 観光事業の推進について 7 下水道事業について 8 災害対策について 9 消防行政の推進について 10 陳情で再付託を受けたもの
民生教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康増進施策の推進について 2 高齢者・障害者等の福祉対策について 3 少子高齢化対策について 4 環境・廃棄物対策について 5 医療対策の推進について 6 病院事業に関することについて 7 学校教育の充実について 8 生涯学習・スポーツの推進について
日本海関東首都圏 連絡道路構想対策 特別委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 日本海関東首都圏連絡道路構想等の実現について
並行在来線等対策 特別委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 並行在来線等について
災害対策等 特別委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の復旧・復興、並びに防災等について

議長（大森憲平君） この際、暫時休憩いたします。再開時間は、追ってお知らせいたします。

（午前10時47分）

〔休憩中〕

（午前11時44分）

副議長（水島一友君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

副議長（水島一友君） 議長・大森憲平君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（水島一友君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

議長辞職の件

副議長（水島一友君） 議長辞職の件を議題といたします。

大森憲平君の退席を求めます。

〔 8 番 大森憲平君 退席 〕

副議長（水島一友君） お諮りいたします。

大森憲平君の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（水島一友君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件は、これを許可することに決定いたしました。

〔 8 番 大森憲平君 復席 〕

日程の追加

副議長（水島一友君） この際、選挙第1号 朝日町議会議長選挙の件を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

副議長（水島一友君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙第1号 朝日町議会議長選挙の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

（午前11時46分）

〔休憩中〕

（午前11時46分）

副議長（水島一友君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

選挙第1号

副議長（水島一友君） これより、朝日町議会議長選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

副議長（水島一友君） ただいまの出席議員数は10人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

副議長（水島一友君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（水島一友君） 配付漏れなしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じ、順次投票をしてください。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

副議長（水島一友君） 投票箱の点検につきましては、異状なしと認めます。

これより投票を行います。

職員の点呼に応じて、順次投票願います。

点呼を命じます。

〔議会事務局長（道用慎一）点呼・各議員投票〕

副議長（水島一友君） それでは、確認いたします。

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

副議長（水島一友君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

朝日町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人の指名を行います。

議席番号1番 加藤好進君及び議席番号2番 水間秀雄君を開票立会人として指名いたします。

開票立会人の立ち会いを願います。

〔開 票〕

副議長（水島一友君） 選挙結果を報告いたします。

投票総数 10票

そのうち、

有効投票 10票

無効投票 0票

であります。

有効投票のうち、

水島一友 10票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、選挙の結果、私、水島一友が当選人となりました。

ただいま議長に当選しました私、水島一友が議場におりますので、朝日町議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

副議長（水島一友君） この際、暫時休憩いたします。

(午前11時55分)

〔休憩中に、大森憲平前議長が退任の挨拶、続いて水島一友新議長が就任の挨拶を行い、議長席に水島一友新議長が着く〕

(午前11時58分)

議長(水島一友君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

議長（水島一友君） ただいま副議長が欠員となっております。

この際、選挙第2号 朝日町議会副議長選挙の件を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水島一友君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙第2号 朝日町議会副議長選挙の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

選挙第2号

議長（水島一友君） これより、朝日町議会副議長選挙を行います。

選挙は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（水島一友君） ただいまの出席議員数は10人であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

議長（水島一友君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（水島一友君） 配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、点呼に応じ、順次投票をしてください。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

議長（水島一友君） 投票箱については、異状なしと認めます。

これより投票を行います。

職員の点呼に応じて、順次投票願います。

点呼を命じます。

〔議会議務局長（道用慎一）点呼・各議員投票〕

議長（水島一友君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する声なし〕

議長（水島一友君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

朝日町議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人の指名を行います。

議席番号3番 笹原靖直君及び議席番号4番 西岡良則君を開票立会人として指名いたします。

開票立会人の立ち会いを願います。

〔開 票〕

議長（水島一友君） それでは、選挙結果を報告いたします。

投票総数 10票

そのうち、

有効投票 10票

無効投票 0票

有効投票のうち、

蓬澤 博君 9票

水野仁士君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。

よって、選挙の結果、蓬澤博君が当選人となりました。

ただいま副議長に当選されました蓬澤博君が議場におられますので、朝日町議会会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

議長（水島一友君） この際、暫時休憩いたします。

（午後 0時07分）

〔休憩中に、蓬澤博新副議長が就任の挨拶を行う〕

（午後 2時18分）

議長（水島一友君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

朝日町議会の常任委員会の委員選任の件

議長（水島一友君） 朝日町議会の常任委員会の委員選任の件であります。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、朝日町議会委員会条例第5条第1項の規定に基づき、議長から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水島一友君） ご異議なしと認めます。

よって、議長から各常任委員を指名いたします。

総務産業委員は、西岡良則君、笹原靖直君、稲村功君、長崎智子君、そして私、水島一友であります。

民生教育委員は、加藤好進君、水野仁士君、大森憲平君、蓬澤博君、水間秀雄君。

以上のとおりであります。

ただいま議長から指名いたしました諸君を各常任委員とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水島一友君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定いたしました。

（委員長及び副委員長互選の件）

議長（水島一友君） 常任委員会の委員長及び副委員長は、朝日町議会委員会条例第6条第2項の規定によって、それぞれ委員会において互選することになっております。

ただいまから、各委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 2時19分）

〔休憩中に各常任委員会を開催〕

（午後 2時19分）

議長（水島一友君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会が開催され、互選の結果、総務産業委員長に西岡良則君、副委員長に笹原靖直君、民生教育委員長に加藤好進君、副委員長に水野仁士君が互選されましたので、ご報告いたします。

朝日町議会運営委員会の委員選任の件

議長（水島一友君） 次に、朝日町議会運営委員会の委員選任の件であります。

お諮りいたします。

先ほど議会運営委員4名より辞職願が提出されました。議会運営委員の選任については、朝日町議会委員会条例第5条第1項の規定に基づき、議長から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水島一友君） ご異議なしと認めます。

よって、議長から議会運営委員を指名いたします。

議会運営委員会委員に、大森憲平君、稲村功君、蓬澤博君、笹原靖直君。

以上のとおりであります。

ただいま議長から指名いたしました諸君を議会運営委員とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水島一友君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会の委員に選任することに決定いたしました。

（委員長及び副委員長互選の件）

議長（水島一友君） 議会運営委員会の委員長及び副委員長は、朝日町議会委員会条例第6条第2項の規定によって、委員会において互選することになっております。

ただいまから、議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 2時21分）

〔休憩中に議会運営委員会を開催〕

（午後 2時22分）

議長（水島一友君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開催され、互選の結果、委員長に大森憲平君、副委員長に稲村功君が互選されましたので、ご報告いたします。

朝日町議会の特別委員会委員長及び副委員長互選の件

議長（水島一友君） 次に、特別委員会の委員長及び副委員長は、朝日町議会委員会条例第6条第2項の規定によって、それぞれ委員会において互選することになっております。

ただいまから各特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午後 2時22分）

〔休憩中に各特別委員会を開催〕

（午後 2時23分）

議長（水島一友君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、日本海関東首都圏連絡道路構想対策特別委員会、並行在来線等対策特別委員会、災害対策等特別委員会が開催され、特別委員会の委員長、副委員長の互選が行われました。

互選の結果、日本海関東首都圏連絡道路構想対策特別委員会委員長に私、水島一友、副委員長に蓬澤博君、そして並行在来線等対策特別委員会委員長に私、水島一友、副委員長に蓬澤博君、災害対策等特別委員会委員長に西岡良則君、副委員長に笹原靖直君が互選されましたので、ご報告申し上げます。

日程の追加

議長（水島一友君） 次に、朝日町選出の新川広域圏事務組合議会議員の大森憲平君、西岡良則君の2名が、本日9月21日付をもって辞職されました。

新川広域圏事務組合管理者から組合議会議員の選挙を求められているものであります。

選挙第3号 新川広域圏事務組合議会議員選挙の件を日程に追加し、議題といたすことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水島一友君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙第3号 新川広域圏事務組合議会議員選挙の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

選挙第3号

議長（水島一友君） これより、新川広域圏事務組合議会議員の選挙を行います。

朝日町から選出する新川広域圏事務組合議会議員は2名であります。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水島一友君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水島一友君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

新川広域圏事務組合議会議員に西岡良則君、そして私、水島一友を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました西岡良則君、そして私、水島一友を新川広域圏事務組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水島一友君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました西岡良則君、そして私、水島一友が新川広域圏事務組合議会議員に当選いたしました。

ただいま新川広域圏事務組合議会議員に当選いたしました西岡良則君、そして私、水島一友が議場におりますので、朝日町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程の追加

議長（水島一友君） 次に、朝日町選出の新川地域介護保険組合議会議員の大森憲平君、加藤好進君の2名が、本日9月21日付をもって辞職されました。

新川地域介護保険組合管理者から組合議会議員の選挙を求められているものであります。

選挙第4号 新川地域介護保険組合議会議員選挙の件を日程に追加し、議題といたすことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水島一友君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙第4号 新川地域介護保険組合議会議員選挙の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

選挙第4号

議長（水島一友君） これより、新川地域介護保険組合議会議員の選挙を行います。

朝日町から選出する新川地域介護保険組合議会議員は2名であります。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水島一友君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水島一友君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

新川地域介護保険組合議会議員に加藤好進君、そして私、水島一友を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました加藤好進君、そして私、水島一友を新川地域介護保険組合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水島一友君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました加藤好進君、そして私、水島一友が新川地域介護保険組合議会議員に当選いたしました。

ただいま新川地域介護保険組合議会議員に当選いたしました加藤好進君、私、水島一友が議場におりますので、朝日町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

日程の追加

議長（水島一友君） 次に、朝日町選出の富山県後期高齢者医療広域連合議会議員の大森憲平君が、本日9月21日付をもって辞職されました。

富山県後期高齢者医療広域連合管理者から組合議会議員の選挙を求められているものであります。

選挙第5号 富山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件を日程に追加し、議題といたすことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水島一友君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙第5号 富山県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

選挙第5号

議長（水島一友君） これより、富山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

朝日町から選出する富山県後期高齢者医療広域連合議会議員は1名であります。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水島一友君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水島一友君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

富山県後期高齢者医療広域連合議会議員に大森憲平君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長において指名いたしました大森憲平君を富山県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（水島一友君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました大森憲平君が富山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま富山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました大森憲平君が議場におられますので、朝日町議会会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

以上で、今期定例会に付議されました諸案件の審査は、すべて終了いたしました。

町長挨拶

議長（水島一友君） 次に、町長から挨拶があります。

脇町長。

町長（脇四計夫君） 9月議会におきましては、皆さんから、私どもが提案いたしましたすべての案件について承認をいただき、ありがとうございました。

また、先ほどの選挙におきまして、議長・副議長選挙が行われました。長きにわたって議長を務めていただきました大森議員には、この間、さまざまな課題についてつつがなく議会の運営をいただき、ありがとうございました。また、新しく議長になられました水島議員、そして副議長になられました蓬澤議員には、これからひとつ議会と行政との間におきまして、憲法の精神にのっとり、地方自治法にのっとり、緊張感の中で町民の安心・安全、福祉向上のためにご協力いただきますようお願いいたします。

また、今議会の委員会等におきまして、図書館を初めとしたまちづくりについてもご協議いただき、一定の方向性をいただいたと認識しております。町民の皆さんが一日も早く新しい図書館を望んでおられることに鑑み、行政としてもスピード感を持ってこれらの問題に今後とも対処していきたいというふうに決意いたしております。

どうぞこれからも議会側のさまざまなご提案、ご意見を引き続いていただきますようお願い申し上げます。今議会におけるお礼と結びの挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉会の宣告

議長（水島一友君） 以上をもちまして、平成24年第3回朝日町議会定例会における審査はすべて終了いたしました。

議員各位におかれましては、長期間にわたり、終始熱心に諸案件の審議に当たられ、かつ議会運営に格段のご協力を賜りましたことに対して、心から感謝を申し上げます。

また、当局におかれましては、誠意をもって答弁に当たられ、ありがとうございました。

これをもって、平成24年第3回朝日町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午後 2時36分）